

ご存知ですか

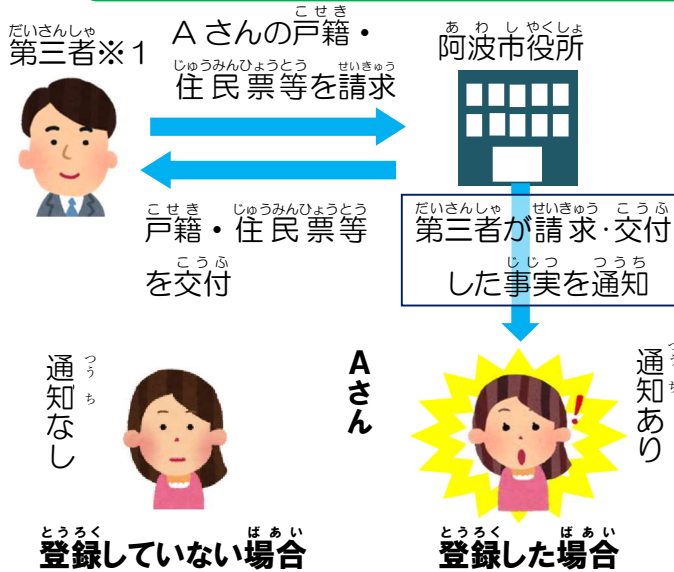
～事前登録型本人通知制度～

●どんな制度なの？



登録は簡単・無料！

あなたの大切な個人情報^{たいせつ こじんじょうほう}が交付されたことを知ることができます！



この制度は、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書^{しょうめいしよ}を第三者^{だいさんしや}に交付した場合、事前登録した本人^{ほんにん}に対して、証明書^{しょうめいしよ}を交付した事実^{じじつ}をお知らせする制度です。証明書請求者の氏名・住所など個人情報^{せいど じゅうめいしよせいきゆうしよ}は通知されません。

登録は、本人確認書類^{ほんにんかくにんしよるい}（運転免許証^{うんてんめんきょしよ}・マイナンバーカード^{まいなंबरかーど}・旅券等^{りょけんとう}）があれば、すぐに登録できます。（無料・無期限※2）個人情報^{こじんじょうほう}の交付事実^{こうふじじつ}を知るとは、**自分を守ること**につながります。

※1. 第三者とは、本人からの委任状を持った代理人、弁護士など職務上請求が認められている人、義務履行・権利行使などの理由があり、その身分を証明して申請をする人のことです。資格のない人に住民票などを勝手に交付することはありません。

※2. 「他市町村への転出、転居や戸籍異動など、変更があった場合や、登録を廃止する場合には、お届け（変更届・廃止届）が必要です。

「住民票の写し等の証明書の交付を止めるものではありません。」

【事前登録型本人通知制度については、市民課又は各支所において、登録手続きができます。】

問い合わせ先 阿波市役所

市民課 0883 (36) 8710 【登録・手続き】
人権課 0883 (36) 8716